



# 多子世帯の授業料減免について



2025年度より、「多子世帯の授業料減免制度（高等教育の修学支援新制度）」が始まります。裏面のフローチャートを確認し、多子世帯に該当する方は給付奨学金の出願を行ってください。出願がなければ減免を受けられませんのでご注意ください。

## 概要

支援対象は、2023年12月31日時点で「生計維持者の扶養する子どもの数」が3人以上かつ「大学に通っている」方です。

※2024年1月1日～2025年3月31日に新たに子が生まれた場合はご相談ください。

	第1子が大学進学	第2子が大学進学	第1子卒業後	
			大学院進学	就職
卒業後				
大学生	 対象	 対象	 対象	 対象外
高校生以下	 			

## 減免額

授業料は年間70万円、入学金は19万円が減免されます。

1学期分の授業料は以下のとおりですが、これに加えて教育充実費等の学納金がかかります。

通常の1学期授業料	通常の入学金		減免後の1学期授業料	減免後の入学金
2024年度以降入学:42万円	19万円	<b>授業料 35万</b> <b>入学金 19万</b>	2024年度以降入学: <b>7万円</b>	<b>0円</b>
2023年度以前入学:38万円			2023年度以前入学: <b>3万円</b>	

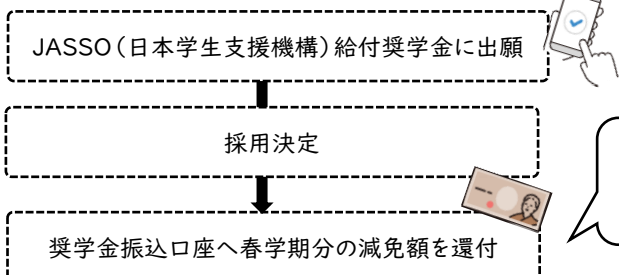
第1子が扶養から外れた場合、第2子・3子は支援対象外!

## 出願要件

学力基準・資産基準を満たす方のみ出願できます。詳しくは「奨学金出願ガイド」P7~8を確認してください。

資産基準	学力基準	
3億円未満 ※収入基準はなし	新1年生	2年生以上
	高校評定平均が3.5以上 ただし、3.5未満の場合は学修計画書を提出	① 2025年3月までの修得単位数が次のとおり 2年3学期生:32単位 2年4学期生:48単位 3年5学期生:64単位 3年6学期生:80単位 4年7学期生:96単位 4年8学期生:112単位  ② 2025年3月までの通算GPAが上位1/2以上 ただし、上位1/2未満の場合は学修計画書を提出

## 減免の流れ

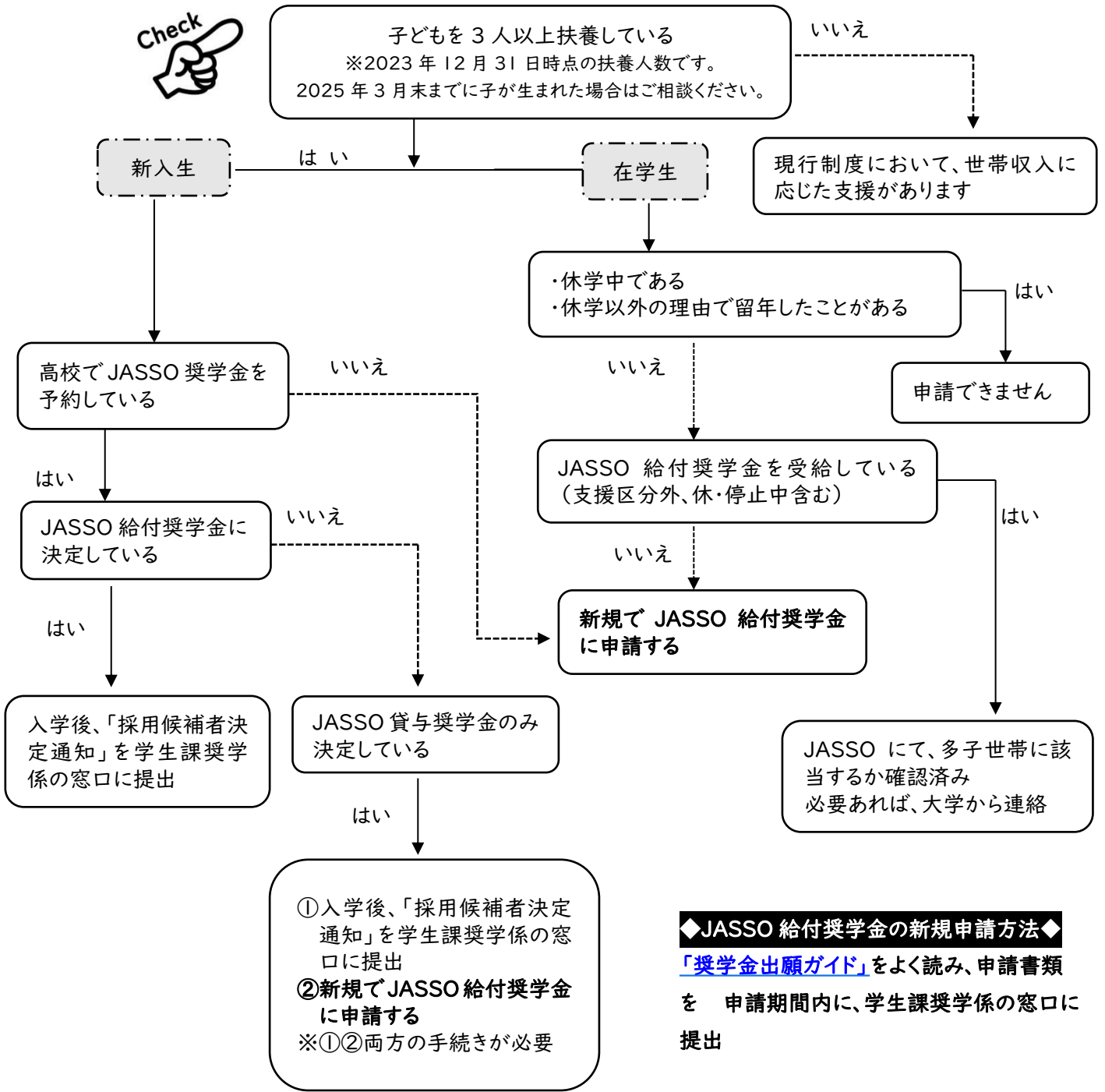


⚠ 毎年度末に成績の判定があり、学力基準を満たした方が翌年度も支援を受けられます。成績の維持向上に努めてください!

秋学期以降は、減免額を差し引いた金額の振込用紙を送付します(自動口座振替は停止)。詳しくは大学ホームページ「学納金・授業料>学納金の納入方法」をご覧ください。

裏面に続く

# 《多子世帯該当フローチャート》



## 【よくある質問】文科省HPより抜粋

### ・「扶養する子供が3人以上」とは、どういう意味ですか？

⇒ 申込時点の市町村民税情報に基づき確認できる扶養する子供の数が3人以上であることとしています。仮にそのご家庭に子供が3人いたとしても、長子が社会人となって扶養から外れていれば、「扶養する子供」の数としては2人になり、支援対象とはなりません。

### ・多子世帯であれば、子供全員が対象となりますか？

⇒ 子供を3人以上同時に扶養している間に、大学等に在学している子供が対象となります。例えば、子供を3人以上同時に扶養している間に、2人同時に大学等に在学している場合は、2人とも対象となります。長子が卒業等により扶養から外れ、扶養する子供の数が2人となった場合は、多子世帯への授業料等無償化の支援は終了します。

詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」を参照して下さい